平成２３年（フ）第４８号
秋田県鹿角市花輪字下花輪145番地２
破産者　藤井　　悟
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６５号
秋田県大館市下代野字天下道下１番地90
破産者　濵田　金一
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第９８号
福島県いわき市泉町黒須野字早稲田80番地の101
破産者　赤間　義浩
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成１９年（フ）第２６３号
富山県氷見市朝日丘12番28号
破産者　高木　清之
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１２３号
新潟県糸魚川市大字能生1059番地12、破産手続開始時の住所新潟県上越市頸城区美しが丘1136番地66
破産者　中村　弘知
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３７号
富山県小矢部市野端155番地10、住民票上の住所愛知県豊橋市東幸町字東明90番地の12
破産者　米澤　　実
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２１３５号
名古屋市港区七反野１丁目2203番地　セブンスズキ302号室、開始決定時の住所名古屋市中川区松ノ木町１丁目67番地の２
破産者　吉松益江こと　吉松　益江
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７５号
名古屋市中区千代田３丁目４番17号　ルネ鶴舞508号、住民票上の住所名古屋市西区名西２丁目26番24号　プリミエール名西402号
破産者　藏田　桂太
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７７５号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字南本会下22番地　コットンヒルズ103号
破産者　伊藤　種夫
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６８号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央11番地の１　アンプルールリーブル永遠103号
破産者　永嶋　俊也
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３７号
名古屋市瑞穂区洲山町１丁目54番地　エスポア新瑞303号
破産者　本多　利雄
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５６号
名古屋市北区安井１丁目33―21、住民票上の住所名古屋市北区安井２丁目10番19号
破産者　神野　　晋
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１４号
愛知県春日井市神領町北１丁目236番地　県営神領住宅７棟501号
破産者　ＡＳＳＹこと　芦刈　貴幸
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２５号
愛知県半田市青山３丁目２番地の８　コーポ松岡203号
破産者　榊原　啓子
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７７号
名古屋市熱田区木之免町915番地　白鳥コーポ102号
破産者　阪本　　出
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２７１号
大阪府東大阪市五条町９番27号
破産者　横田　正明
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０号
大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目４番17号　ヴォーヌング堂ケ芝601号
破産者　星野　吉一
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３５号
大阪府池田市渋谷３丁目１番４号
破産者　道浦鍍金工業所こと　道浦　義晴
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５０６号
大阪府豊中市服部本町１丁目６番21―302号、前住所大阪府豊中市南桜塚１丁目３番12号
破産者　安久　　修
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部